

衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの
確保に関する法律に関する申請マニュアル

令和7年6月30日（改訂第2版）

内閣府宇宙開発戦略推進事務局

改訂履歴

版数	制定日	改訂内容
初版	平成 29 年 11 月 14 日	新規制定
改訂第 1 版	令和 4 年 2 月 22 日	規則の改正に伴う一部改訂
改訂第 2 版	令和 7 年 6 月 30 日	規則の改正に伴う一部改訂

目次

1. はじめに	4
2. 申請について	5
2.1. 申請の要領	5
2.2. 申請プロセス	5
2.2.1. 衛星リモートセンシング装置の使用許可	5
2.2.2. 衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の認定	5
2.3. 申請書等に関する使用言語	6
3. 衛星リモートセンシング装置の使用許可関係	7
3.1. 許可申請書	7
3.1.1. 申請書の記載事項及び記載要領	7
3.1.2. 添付書類	17
3.2. 変更の許可関係	22
3.2.1. 変更の許可の申請	23
3.2.2. 変更の届出	23
3.3. 故障時等の届出	25
3.4. 承継関係	26
3.4.1. 譲渡	28
3.4.2. 国外への譲渡の届出	29
3.4.3. 合併	29
3.4.4. 分割	30
3.5. 死亡の届出	31
3.6. 終了措置	32
3.7. 解散の届出	33
4. 衛星リモートセンシング記録の取扱認定	34
4.1. 認定申請書	34
4.1.1. 申請書の記載事項及び記載要領	34
4.1.2. 添付書類	39
4.2. 変更の認定関係	42
4.2.1. 変更の認定の申請	43
4.2.2. 変更の届出	43
4.3. 認定の更新	45
5. 主要な申請様式の記載例	46

【凡例】

特に指定がない場合、本文中において使用する用語は、法及び規則において使用する用語の例によるほか、本文中の略語は下記を意味するものとする。

- ・ 法： 衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律
(平成 28 年法律第 77 号)
- ・ 規則： 衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行規則
(平成 29 年内閣府令第 41 号)
- ・ ガイドライン： 衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律
に基づく措置等に関するガイドライン (平成 29 年 11 月 14 日)

1. はじめに

衛星リモートセンシング装置の使用の許可を受けようとする者及び衛星リモートセンシング記録の取扱認定を受けようとする者は、法及び規則に基づいて、内閣総理大臣に申請を行う必要があります。

平成 29 年 11 月の施行から 5 年以上が経過し、衛星リモートセンシング分野の急速な技術革新や産業構造の多様化に対応しつつ、衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いを一層確実に確保できるようにするため、令和 7 年 5 月に規則の一部改正を行いました。

本マニュアルにおいても、規則改正の内容を反映し、各種申請時の申請書の記載要領や添える書類等、当該申請に関し必要な事項について解説を行います。

2. 申請について

2.1. 申請の要領

申請は、以下の2種類があります。

- 「衛星リモートセンシング装置の使用許可」
- 「衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の認定」

2.2. 申請プロセス

2.2.1. 衛星リモートセンシング装置の使用許可

国内に所在する操作用無線設備を用いて衛星リモートセンシング装置の使用を行おうとする者は、衛星リモートセンシング装置ごとに、許可を受ける必要があります。

2.2.2. 衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の認定

衛星リモートセンシング記録の取扱いを行おうとする者は、規則で定める衛星リモートセンシング記録の区分に従い、認定を受ける必要があります。

2.3. 申請書等に関する使用言語

【申請書等に関する使用言語】

規則第三十三条（書面の用語等）

この府令に規定する申請書、届出書及び第二十一条第一項の書面は、日本語で作成しなければならない。ただし、住所、氏名又は名称及び連絡先については、外国語で記載することができる。

- 2 この府令に規定する申請書、届出書及び第二十一条第一項の書面に添える書類は、日本語又は英語で記載されたものに限る。ただし、英語で記載されたものであるときは、その日本語による翻訳文を提出しなければならない。
- 3 特別の事情により、前項の書類が同項に定める言語で提出することができない場合には、同項の規定にかかわらず、その日本語による翻訳文を添えて提出することができる。

衛星リモートセンシング装置の使用の許可を受けようとする者及び衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の認定を受けようとする者は、それぞれ規則の様式第 1（コンステレーション衛星リモートセンシング装置^{※1}の場合は様式第 1 の 2）及び様式第 13 の申請書に、必要な書類を添付して内閣総理大臣に提出する必要があります。

各申請書の記載事項及び記載要領は 3. 1. 1. 項及び 4. 1. 1. 項に、必要な添付書類については 3. 1. 2. 項及び 4. 1. 2. 項に示しています。記載例については 5. 項を参照してください。

また、許可及び認定の変更を行う場合は、様式第 3 及び様式第 17 の申請書に、軽微な変更事項で届出を行う場合は、様式第 4 及び様式第 18 の届出書に、変更に係る書類を添付して内閣総理大臣に提出する必要があります。3. 2. 2. 項及び 4. 2. 2. 項に示しています。

なお、申請書は日本語で作成する必要がありますが、住所、氏名又は名称及び連絡先については、外国語で記載することができます。また、申請書の添付書類については、日本語又は英語で記載されたものに限り、英語の場合は日本語による翻訳文を添付して下さい。特別の事情で申請書に添付する書類が日本語又は英語で提出できない場合は、その他の言語で記載された書類に、日本語による翻訳文を添付することにより、提出することも可能です。

※1 「コンステレーション衛星リモートセンシング装置」

規則第 1 条第 7 号において「センサーの区分が同一であり、かつ、構造及び性能が類似のもので、一体的に運用する複数の衛星リモートセンシング装置」と定義されており、これに該当する場合は、様式第 1 の 2 を用いて、構成される衛星リモートセンシング装置をまとめて申請することができます。

3. 衛星リモートセンシング装置の使用許可関係

【衛星リモートセンシング装置の使用に係る許可等】

法第四条（許可）

国内に所在する操作用無線設備を用いて衛星リモートセンシング装置の使用を行おうとする者（特定使用機関を除く。）は、衛星リモートセンシング装置ごとに、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に内閣府令で定める書類を添えて、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

規則第四条（許可の申請）

法第四条第一項の許可を受けようとする者は、様式第一による申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

3.1. 許可申請書

3.1.1. 申請書の記載事項及び記載要領

衛星リモートセンシング装置の使用の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出することとされています。

- ① 住所、氏名又は名称、連絡先
- ② 衛星リモートセンシング装置の名称、種類、構造及び性能
- ③ 衛星リモートセンシング装置が搭載された地球周回人工衛星の軌道
- ④ 操作用無線設備等の場所、構造及び性能並びにこれらの管理の方法
- ⑤ 受信設備の場所、構造及び性能並びにその管理の方法
- ⑥ 衛星リモートセンシング記録の管理の方法
- ⑦ 申請者が個人である場合には、死亡時代理人の氏名又は名称及び住所
- ⑧ 申請者以外の者が操作用無線設備等の管理を行う場合には、これらの管理を行う者の氏名又は名称及び住所
- ⑨ 申請者以外の者が受信設備の管理を行う場合には、その管理を行う者の氏名又は名称及び住所
- ⑩ 衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行規則第四

条第二項第四号に定める機能

- ⑪ 衛星リモートセンシング装置の使用に係る業務を行う役員又は使用人の氏名及び住所
- ⑫ 操作用無線設備等、受信設備、衛星リモートセンシング記録を取り扱う施設設備及び遠隔取扱い装置の関係を示す系統図及びこれらの配置図
- ⑬ 衛星リモートセンシング記録の利用の目的及び方法
- ⑭ 衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律第八条第一項及び第二項に定める不正な衛星リモートセンシング装置の使用を防止するための措置
- ⑮ 主要出資者の氏名又は名称、出資比率及び国籍
- ⑯ 主要取引先

これらに関する記載要領について、項目ごとに以下に示します。

① 住所、氏名又は名称、連絡先

衛星リモートセンシング装置の使用を行おうとする者が個人の場合にあっては、住民票等に記載された氏名及び住所を記載してください。外国人の場合は、日本国の承認した外国政府の発行した書類のほか、これに準じる書類に記載された氏名及び住所を記載してください。

法人の場合にあっては、登記事項証明書に記載された法人名及び住所を記載してください。

連絡先については、当該申請に係る担当者の氏名、法人名、担当部署、住所、電話番号、メールアドレス等を記載してください。

② 衛星リモートセンシング装置の名称、種類、構造及び性能

➤ 「名称」

衛星リモートセンシング装置は、装置ごとに対象物判別精度や当該衛星リモートセンシング装置が搭載された地球周回人工衛星の軌道が異なり、また、これを操作するために用いる操作用無線設備が異なることがありますので、衛星リモートセンシング装置ごとに許可を受ける必要があります。

このため、同一の地球周回人工衛星に、種類、構造及び性能が異なる複数の衛星リモートセンシング装置を搭載する場合には、個別に許可を受ける必要がありますので、装置ごとに異なる名称を記載してください。

※例 「CAOSAT」という名称の1つの地球周回人工衛星に異なる3つの衛星リモートセンシング装置を搭載する場合の記載例： CAOSAT-1 α 、-1 β 、-1 γ

また、種類、構造及び性能が同一の衛星リモートセンシング装置を搭載した複数の地球周回人工衛星を、一体的に運用する場合には、型番、シリーズ名等を記載すること等により各衛星リモートセンシング装置を識別できるように記載してください。

※例 「CAOSAT」という名称の地球周回人工衛星 4 機にそれぞれ同一の衛星リモートセンシング装置を搭載して、一体的に運用する場合の記載例： CAOSAT-1、-2、-3、-4

➤ 「種類」

規則第 2 条各号に定める 4 つの区分のいずれかを記載してください。

各センサーの対象検出領域は以下を参照してください。

- ・ 光学センサー：0.03 μm ～8 μm
(紫外：0.03 μm ～0.4 μm 、可視光：0.4 μm ～0.7 μm
近赤外：0.7 μm ～1.3 μm 、中間赤外：1.3 μm ～8 μm)
- ・ 熱赤外センサー：8 μm ～14 μm
- ・ SAR センサー：1 mm～

なお、光学センサーと熱赤外センサーの双方の機能を有する場合にあっては、光学センサーと熱赤外センサーの双方を選択してください。

ハイパースペクトルセンサーについては、対象物判別精度とともに、特定の対象物について検出できる波長帯が 49 を超えるか否かにより該当の有無が判断されることとなります。

➤ 「構造」

姿勢制御方式及び軌道制御機能（スラスタ）の有無、打上重量、発生電力、設計寿命、通信方式（アップリンク、ダウンリンクそれぞれに用いる帯域）、製造者等、申請する衛星リモートセンシング装置の構造が分かる情報及び当該衛星リモートセンシング装置の製造者を記載し、申請書に当該記載内容を確認できる書類を添付してください。

➤ 「性能」

法の管理対象となる性能であることが認識できるよう、対象物判別精度（分解能）及び撮像性能に関する事項を記載してください。

- ・ 光学センサー：パンクロマチックとマルチスペクトルを備える場合は、それぞれの分解能を記載してください。
※例 パンクロマチック：1.0m、マルチスペクトル：2.0m
- ・ SAR センサー：複数のモードを具備する場合は、撮像モードごとの分解能を

記載してください。その際、レンジ方向の分解能とアジマス方向の分解能を区別して記載してください。

また、撮像時間や運用条件等によって、公称値以上のアジマス分解能の画像を撮像できる可能性があるため、事業において一般的に公表又は使用している公称値ではなく、物理的に可能な計算上の電磁波の周波数の限界値（回折限界）となる値を記載していただく場合がありますので、詳細についてはご相談ください。

※例 ストリップマップモード（レンジ分解能：1.0m、アジマス分解能：1.0m）

スポットライトモード（レンジ分解能：0.5m、アジマス分解能：0.5m）

- ・ ハイパースペクトルセンサー：分解能及び検出できる波長帯（バンド数）を記載してください。

※例 分解能：10m、波長帯：100

- ・ 熱赤外センサー：分解能を記載してください。

※例 分解能：5m

分解能のほか、観測幅、ポインティング角、オンボードメモリ容量、位置精度等、撮像性能を示す情報についても記載してください。撮像性能が申請書の欄に書ききれない場合は、「別紙〇〇のとおり」と記載し、当該別紙を申請書に添付してください。

③ 衛星リモートセンシング装置が搭載された地球周回人工衛星の軌道

軌道長半径、離心率、軌道傾斜角、昇交点赤経、近地点引数及び近地点通過時刻について、運用上想定する現実的な幅を持たせた数値を記載してください。

④ 操作用無線設備等の場所、構造及び性能並びにこれらの管理の方法

申請者自らが管理する操作用無線設備等を用いて衛星リモートセンシング装置の使用を行う場合は、本項に、「場所」、「構造」及び「性能」並びに「その管理の方法」を記載し、当該記載内容を確認できる書類を添付してください。

申請者以外の者が管理する操作用無線設備等も併せて用いる場合は、本項の記載に加え、⑧にこれらの管理を行う者の氏名又は名称及び住所を記載してください。

また、使用する操作用無線設備等が複数あり、すべてを申請書の欄に書ききれない場合は、「別紙〇〇のとおり」と記載し、当該別紙を申請書に添付してください。

なお、操作用無線設備等については、法第6条第一号及び第二号並びに法第8条に関する基準を満たす必要があり、これら法で定める基準は、規則第7条第1項及び第2項

において具体化されています。

このため、申請時に提出する添付書類には、操作用無線設備等が法及び規則で定める基準を満たしていることを詳細に確認できるよう、操作用無線設備等の場所、構造及び性能並びにその管理の方法等を記載するようにしてください。

➤ 「場所」

国内に所在する操作用無線設備を用いて衛星リモートセンシング装置を操作することが本法の対象となり、その所在地を明確にする必要がありますので、操作用無線設備等ごとの所在地及び名称を記載してください。これらの設備や機器等の所在地が複数ある場合は、それぞれの所在地及び名称を記載してください。

➤ 「構造」

操作用無線設備等は、一般に

- ・送信アンテナ
- ・制御監視装置
- ・コマンド生成装置
- ・テレメトリ監視装置
- ・変換符号等生成、復元装置
- ・変復調装置 等の設備や機器等で構成されます。場所ごとの設備や機器等を記載してください。

なお、受信設備としても使用する場合は、その旨も記載してください。

➤ 「性能」

操作用無線設備等が具備する性能として、法第8条第1項で定める変換符号生成機能や、軌道の状況を把握することが可能であることを記載してください。

➤ 「管理の方法」

操作用無線設備等の管理者、管理体制、法第8条第1項で定める変換符号及び対応変換符号の管理、規則第10条第1項各号で定める措置等及び、これらの変更又は更新の方法について記載してください。

また、操作用無線設備等を構成するシステムの一部として電気通信回線を通じて外部に保存するサービス（クラウドサービス等）を利用する場合はその旨を記載するとともに、規則第7条第2項に基づく措置等を確認できる書類を添付してください。

⑤ 受信設備の場所、構造及び性能並びにその管理の方法

申請者自らが管理する受信設備を用いる場合は、本項に、「場所」、「構造」及び「性能」並びに「その管理の方法」を記載し、当該記載内容を確認できる書類を添付してください。

申請者以外の者が管理する受信設備も併せて用いる場合は、本項の記載に加え、⑨にこれらの管理を行う者の氏名又は名称及び住所を記載してください。

また、使用する受信設備が複数あり、すべてを申請書の欄に書ききれない場合は、「別紙〇〇のとおり」と記載し、当該別紙を申請書に添付してください。

なお、受信設備については、法第 6 条第一号及び第二号並びに法第 8 条に関する基準を満たす必要があり、これら法で定める基準は、規則第 7 条第 1 項及び第 2 項において具体化されています。

このため、申請時に提出する添付書類には、受信設備が法及び規則で定める基準を満たしていることを詳細に確認できるよう、受信設備の場所、構造及び性能並びにその管理の方法等を記載するようにしてください。

➤ 「場所」

受信設備ごとの所在地及び名称を記載してください。これらの設備や機器等の所在地が複数ある場合は、それぞれの所在地及び名称を記載してください。

➤ 「構造」

受信設備は、一般に

- ・受信アンテナ
- ・制御監視装置
- ・受信データ処理装置
- ・変換符号等生成、復元装置
- ・変復調装置 等の設備や機器等で構成されます。場所ごとの設備や機器等を記載してください。

なお、操作用無線設備等としても使用する場合は、その旨も記載してください。

➤ 「性能」

受信設備が具備する性能を示し、法第 8 条第 2 項で定める対応記録変換符号による復元機能を有することを記載してください。

➤ 「管理の方法」

受信設備の管理者、管理体制、法第 8 条第 2 項で定める記録変換符号及び対応記録変換符号の管理、規則第 11 条各号で定める措置等及び、これらの変更又は更新の方法について

て記載してください。

また、受信設備を構成するシステムの一部として電気通信回線を通じて外部に保存するサービス（クラウドサービス等）を利用する場合はその旨を記載するとともに、規則第7条第2項に基づく措置等を確認できる書類を添付してください。

⑥ 衛星リモートセンシング記録の管理の方法

規則第7条第1項各号で定める衛星リモートセンシング記録の安全管理措置の状況を確認できる書類等の名称を記載し、申請書に当該書類等を添付してください。枠内にすべての書類等の名称を書ききれない場合は、「別紙〇〇のとおり」のとおりと記載し、当該別紙を申請書に添付してください。

なお、安全管理措置に係る書類等は一例として、以下のような書類が想定されます。

- ・ 組織的安全管理措置については、衛星リモートセンシング記録の安全管理に係る基本方針、衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の責任及び権限並びに業務の明確化等、規則第7条第1項第一号イ（一）～（五）で定める措置が確認できる社内規程等
- ・ 人的安全管理措置については、欠格事由に該当しないことや教育及び訓練を行っていること等、規則第7条第1項第一号ロ（一）～（三）で定める措置が確認できる取扱者名簿等
- ・ 物理的安全管理措置については、衛星リモートセンシング記録を取り扱う施設設備及び遠隔取扱い装置の場所、当該設備への立入り及び事故防止のためのセキュリティ等、規則第7条第1項第一号ハ（一）～（三）で定める措置が確認できる平面図等
- ・ 技術的安全管理措置については、衛星リモートセンシング記録を取り扱う施設設備及び遠隔取扱い装置の不正アクセスの防止、動作の記録、衛星リモートセンシング記録の移送・送信時の保護措置等、規則第7条第1項第一号ニ（一）～（五）で定める措置が確認できる社内規程等

また、衛星リモートセンシング記録の管理において、規則第7条第2項で定めるサービスを利用して管理する場合は、その旨を記載するとともに、規則第7条第2項に基づく措置等を確認できる書類を添付してください。

⑦ 申請者が個人である場合には、死亡時代理人の氏名又は名称及び住所

死亡時代理人が個人の場合にあっては、住民票に記載された氏名及び住所を、法人の場合にあっては登記事項証明書に記載された法人名及び住所を記載してください。

⑧ 申請者以外の者が操作用無線設備等の管理を行う場合には、これらの管理を行う者の氏名又は名称及び住所

衛星リモートセンシング装置への送信（アップリンク）に申請者以外の者が管理を行う操作用無線設備等（海外の操作用無線設備等を含む。）を使用する場合等があり得ます。その場合は必要な添付書類とともに管理を行う者の氏名又は名称及び住所を記載してください。

複数の操作用無線設備等を使用し、管理者が異なる場合はそれぞれの管理を行う者を記載してください。

なお、次のケースは、申請者以外の者が操作用無線設備等の管理を行う場合に該当しません。

- ・ 操作用無線設備等を構成するシステム間（管制局と送受信局間）において他社の回線を利用する場合
- ・ 操作用無線設備等を構成するシステムの一部として電気通信回線を通じて外部に保存するサービス（クラウドサービス等）を利用する場合（この場合は、④の「操作用無線設備等の管理の方法」にその旨を記載するとともに、規則第7条第2項に基づく措置等を確認できる書類を添付してください。）

⑨ 申請者以外の者が受信設備の管理を行う場合には、その管理を行う者の氏名又は名称及び住所

衛星リモートセンシング装置から地上への送信（ダウンリンク）に申請者以外の者が管理する受信設備（海外の受信設備を含む。）を使用する場合があり得ます。その場合は必要な添付書類とともに管理を行う者の氏名又は名称及び住所を記載してください。

複数の受信設備を使用し、管理者が異なる場合はそれぞれの管理者を記載してください。

なお、次のケースは、申請者以外の者が受信設備の管理を行う場合に該当しません。

- ・ 受信設備を構成するシステム間において他社の回線を利用する場合
- ・ 受信設備を構成するシステムの一部として電気通信回線を通じて外部に保存するサービス（クラウドサービス等）を利用する場合（この場合は、⑤の「受信設備の管理の方法」にその旨を記載するとともに、規則第7条第2項に基づく措置等を確認できる書類を添付してください。）

⑩ 衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行規則第四条第二項第四号に定める機能

令和7年5月の規則の一部改正で新しく追加した項目です。

これは、近年の人工衛星は、地上から信号を送信するだけでなく、人工衛星に搭載されたA I等の制御装置により撮像等を自動的に計画、判断又は管理等を行う機能を有する場合が想定されるため、このような機能を有する衛星リモートセンシング装置については、我が国における衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いを確保するためにも、衛星リモートセンシング装置の運用状況を正確に把握する必要があることから、新しく追加された項目となります。

衛星リモートセンシング装置内で、A I等により撮像等を自動的に計画、判断又は管理等を行う機能を有している場合は、衛星リモートセンシング装置の使用状況等を正確に把握するため、当該機能の概要やアルゴリズム等を説明等する書類の名称を記載してください。

⑪ 衛星リモートセンシング装置の使用に係る業務を行う役員又は使用人の氏名及び住所

役員又は使用人（権限及び責任を有する者）の住民票等に記載された氏名及び住所を記載してください。

なお、使用人とは、規則第5条に基づく、申請者の使用人であって、衛星リモートセンシング装置の使用に係る業務に関する権限及び責任を有する者をいいます。

⑫ 操作用無線設備等、受信設備、衛星リモートセンシング記録を取り扱う施設設備及び遠隔取扱い装置の関係を示す系統図及びこれらの配置図

令和7年5月の規則の一部改正で新しく追加した項目です。

衛星リモートセンシング装置を使用するため、操作用無線設備等、受信設備、衛星リモートセンシング記録を取り扱う施設設備及び遠隔取扱い装置がどのようなネットワークや機能の相互関係で、かつ、具体的にどのように配置されているのか等を示す系統図及び配置図が確認できる図面の名称を記載してください。

⑬ 衛星リモートセンシング記録の利用の目的及び方法

衛星リモートセンシング装置の使用に伴い、当該衛星リモートセンシング装置から取得した衛星リモートセンシング記録を取り扱うことが想定されます。

衛星リモートセンシング記録の利用の目的については、事業活動（地理空間情報分野、防災分野等）や学術研究（宇宙科学技術の水準の向上等）等、利用の目的を具体的に記載

してください。

また、衛星リモートセンシング記録の利用の方法については、データの加工及び処理、第三者への提供等、利用する方法を具体的に記載してください。

複数分野が想定される場合はいずれの項目についても記載してください。

⑭ 衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律第八条第一項及び第二項に定める不正な衛星リモートセンシング装置の使用を防止するための措置

令和7年5月の規則の一部改正で新しく追加した項目です。

法第8条第1項及び第2項に基づき、規則第10条第1項各号で定める、不正な衛星リモートセンシング装置の使用を防止するための措置の方法や実施状況などが具体的に確認できる書類の名称を記載してください。

⑮ 主要出資者の氏名又は名称、出資比率及び国籍 ⑯ 主要取引先

令和7年5月の規則の一部改正で、「出資者」を「主要出資者」と改正し、申請書に記載が必要となる対象を分かりやすくしました。

申請者に対する資本金面や衛星リモートセンシング装置の使用において外部からの影響を確認するため、申請者に関する次の事項を確認することが重要となります。

➤ **「主要出資者の氏名又は名称」**

申請者の主要出資者（出資の総額の百分の十以上の出資を有している出資者に限りま
す。）を記載してください。

➤ **「出資比率」**

主要出資者の出資比率を記載してください。

➤ **「国籍」**

主要出資者の国籍を記載してください。

➤ **「主要取引先」**

衛星リモートセンシング装置や関連するシステム及びソフトウェアの製造元、衛星リ
モートセンシング記録の仕入れ先・提供先・販売先等を記載してください。

3.1.2. 添付書類

衛星リモートセンシング装置の使用の許可を受けようとする者は、上記の申請書への記載事項に関し、次に掲げる書類を併せて提出することとされています。

- ① 申請者に係る書類
- ② 衛星リモートセンシング装置の種類、構造及び性能を記載する書類
- ③ 操作用無線設備等に係る書類
 - ③－１ 操作用無線設備等の場所、構造及び性能並びにこれらの管理方法を記載する書類
 - ③－２ 申請者以外の者が操作用無線設備等の管理を行う場合には、当該管理を行う者に係る書類
- ④ 受信設備に係る書類
 - ④－１ 受信設備の場所、構造及び性能並びにこれらの管理方法を記載する書類
 - ④－２ 申請者以外の者が受信設備の管理を行う場合には、当該管理を行う者に係る認定証の写し
- ⑤ 変換符号等及び衛星リモートセンシング記録の安全管理措置に関する書類
- ⑥ 衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行規則第四条第二項第四号に定める機能の説明が記載された書類
- ⑦ 操作用無線設備等、受信設備、衛星リモートセンシング記録を取り扱う施設設備及び遠隔取扱い装置の関係を示す系統図及びこれらの配置図
- ⑧ 衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律第八条第一項及び第二項に定める不正な衛星リモートセンシング装置の使用を防止するための措置が記載された書類
- ⑨ その他内閣総理大臣が必要と認める書類

これらの書類について、項目ごとに以下に説明します。

① 申請者に係る書類

申請者（個人又は法人）だけではなく、その役員及び使用人並びに死亡時代理人についても、法第5条に定める欠格事由に該当すると、衛星リモートセンシング装置の許可を受けることはできません。

このため、それらの者が当該欠格事由に該当しないことを確認するため、申請者の区分に応じた書類を提出していただく必要があります。

- 申請者が個人である場合は、次に掲げる書類
 - 1) 住民票の写し又はこれに代わる書類（本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法第 30 条の 45 に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。）
 - 2) 法第 5 条第 1 号から第 4 号までのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類
 - 3) 使用人及び死亡時代理人に係る次に掲げる書類
 - a) 住民票の写し又はこれに代わる書類（本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法第 30 条の 45 に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。）
 - b) 当該使用人にあっては法第 5 条第 1 号から第 4 号まで、当該死亡時代理人にあっては法第 5 条第 1 号から第 6 号までのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類

- 申請者が法人である場合は、次に掲げる書類
 - 1) 定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

外国法人においては、日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関の発行した書類その他これに準じるもので、当該法人の登記事項証明書又は印鑑登録証明のほか、官公庁から発行され、若しくは発給された書類又はこれに類するもので、当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものを提出してください。
 - 2) 法第 5 条第 1 号から第 3 号までのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類
 - 3) 法第 5 条第 5 号に定める役員及び使用人に係る次に掲げる書類
 - a) 住民票の写し又はこれに代わる書類（本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法第 30 条の 45 に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。）
 - b) 法第 5 条第 1 号から第 4 号までのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類

② 衛星リモートセンシング装置の種類、構造及び性能を記載する書類

3.1.1. 項の②で記載した書類を提出してください。

これらの内容が記載された仕様書、設計書、システムブロック図、試験報告書等の全てを提出する必要はなく、主要諸元一覧等、該当箇所が確認できる箇所を抜粋して提出してください。

③ 操作用無線設備等に係る書類

③－１ 操作用無線設備等の場所、構造及び性能並びにこれらの管理方法を記載する書類

3.1.1. 項の④で記載した書類を提出してください。

電波法の対象となる操作用無線設備等については、次に示すものを提出してください。

- ・ 当該無線局の免許状の写し（申請中であるときは当該無線局の免許申請書の写し）
- ・ 管理規程等の写し（衛星リモートセンシング装置等他の装置と一体となったものの場合、操作用無線設備等に関する部分）
- ・ 規則第10条第1項各号に定める不正使用防止措置に関わる情報の適切な管理について記載された書類

電波法の対象とならない操作用無線設備等については、「当該無線局の免許状の写し」の代わりに次に示すものを提出してください。

- ・ 操作用無線設備等に関する仕様書、設計書、性能試験成績書等の写し（主要諸元一覧表等、該当箇所が確認できる部分）

③ 操作用無線設備等に係る書類

③－２ 申請者以外の者が操作用無線設備等の管理を行う場合には、当該管理を行う者に係る書類

3.1.1. 項の④で記載した書類に加え、1)又は2)に該当する書類を提出してください。

- 1) 当該管理を行う者が個人である場合は、次に掲げる書類
 - a) 住民票の写し又はこれに代わる書類（本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。）
 - b) 法第5条第1号から第4号までのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類
- 2) 当該管理を行う者が法人である場合は、次に掲げる書類
 - a) 定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
 - b) 法第5条第1号から第3号までのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類

なお、当該管理を行う者が、衛星リモートセンシング装置の種類と同じ区分の衛星リモートセンシング記録の取り扱いの認定を受けており、認定を受けた受信設備を操作用無

線設備等としても使用する場合は、当該認定証の写しを提出することをもって、上記の書類に代えることができます。

また、衛星リモートセンシング装置の使用許可申請と衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の認定申請が同時期に行われることも想定されます。その場合の手続きについては、事前に内閣府宇宙開発戦略推進事務局へお問い合わせください。

④ 受信設備に係る書類

④－１ 受信設備の場所、構造及び性能並びにこれらの管理方法を記載する書類

3.1.1. 項の⑤で記載した書類を提出してください。

電波法の対象となる受信設備については、次に示すものを提出してください。

- ・ 当該無線局の免許状の写し（申請中であるときは当該無線局の免許申請書の写し）
- ・ 管理規程等の写し（衛星リモートセンシング装置等他の装置と一体となったものの場合、受信設備に関する部分）
- ・ 規則第10条第1項各号に定める不正使用防止措置に関わる情報の適切な管理について記載された書類

電波法の対象とならない受信設備については、「当該無線局の免許状の写し」の代わりに次に示すものを提出してください。

- ・ 受信設備に関する仕様書、設計書、性能試験成績書等の写し（主要諸元一覧表等、該当箇所が確認できる部分）

④ 受信設備に係る書類

④－２ 申請者以外の者が受信設備の管理を行う場合には、当該管理を行う者に係る認定証の写し

申請者以外の者が受信設備の管理を行う場合、当該管理を行う者は衛星リモートセンシング記録の取り扱いの認定を受けている必要がありますので、当該認定証の写しを提出してください。

また、衛星リモートセンシング装置の使用許可申請と衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の認定申請が同時期に行われることも想定されます。その場合の手続きについては、事前に内閣府宇宙開発戦略推進事務局へお問い合わせください。

⑤ 変換符号等及び衛星リモートセンシング記録の安全管理措置に関する書類

3.1.1. 項の⑥で記載した書類を提出してください。具体的な安全管理措置に関する内容については、ガイドラインの2.2.3. 項を参照してください。

⑥ 衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行規則第四条第二項第四号に定める機能の説明が記載された書類

3.1.1. 項の⑩で記載した書類を提出してください。

⑦ 操作用無線設備等、受信設備、衛星リモートセンシング記録を取り扱う施設設備及び遠隔取扱い装置の関係を示す系統図及びこれらの配置図

3.1.1. 項の⑫で記載した書類を提出してください。

⑧ 衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律第八条第一項及び第二項に定める不正な衛星リモートセンシング装置の使用を防止するための措置が記載された書類

3.1.1. 項の⑬で記載した書類を提出してください。

⑨ その他内閣総理大臣が必要と認める書類

審査過程の中で、3.1.2. 項の①～⑧の書類のほか、追加的に資料を提出していただくこともあり、一例として以下の書類を想定しています。

1) 電気通信回線を通じて外部に保存するサービスを使用する場合

規則第7条第2項の規定に基づき、電気通信回線を通じて外部に保存するサービスを使用する場合にあっては、当該サービス事業者との間において安全管理措置を確保していることを確認できる契約書等の写し（契約を予定している場合はその内容が確認できる書類）。

2) 申請者に関わる事項を踏まえ必要と考えられる場合

出資状況に関する書類

3.2. 変更の許可関係

【衛星リモートセンシング装置の使用に係る許可等】

法第七条（変更の許可等）

第四条第一項の許可を受けた者（以下「衛星リモートセンシング装置使用者」という。）は、同条第二項第二号から第八号までに掲げる事項を変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。ただし、内閣府令で定める軽微な変更については、この限りでない。

- 2 衛星リモートセンシング装置使用者は、第四条第二項第一号に掲げる事項に変更があったとき又は前項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
- 3 前条の規定は、第一項の許可について準用する。

規則第九条（変更の許可の申請等）

衛星リモートセンシング装置使用者は、法第四条第二項第二号から第八号までに掲げる事項を変更しようとするときは、様式第三（当該許可の申請に係る衛星リモートセンシング装置がコンステレーション衛星リモートセンシング装置の一部である場合には、様式第一の二）による申請書に、第四条第二項に掲げる書類のうち当該変更事項に係る書類及び当該衛星リモートセンシング装置に係る前条の許可証を添えて、内閣総理大臣の変更の許可を受けなければならない。

- 2 内閣総理大臣は、法第七条第一項の許可をしたときは、申請者に対し、その旨を通知するとともに、許可証を書き換えて交付するものとする。
- 3 法第七条第一項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
 - 一 法第四条第二項第四号に掲げる事項の変更であって、次に掲げるもの以外のもの
 - イ 操作用無線設備等の場所の変更
 - ロ 操作用無線設備等の追加
 - 二 法第四条第二項第五号に掲げる事項の変更であって、次に掲げるもの以外のもの
 - イ 受信設備の場所の変更
 - ロ 受信設備の追加
 - 三 法第四条第二項第六号に掲げる事項の変更
 - 四 法第四条第二項第七号に掲げる事項の変更
 - 五 第四条第三項第一号に掲げる事項の変更
 - 六 第四条第三項第二号に掲げる主要出資者の異動（主要出資者であった者が主要出資者でなくなる事又は主要出資者でなかった者が主要出資者になることをいう。）

七 第四条第三項第三号に掲げる事項の変更

八 前各号に掲げるもののほか、法第四条第二項から第八号までに掲げる事項の実質的な変更を伴わないもの

- 4 衛星リモートセンシング装置使用者は、法第七条第二項の規定による届出をしようとするときは、様式第四による届出書に、変更事項に係る書類及び当該衛星リモートセンシング装置に係る前条の許可証の写しを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。

3.2.1. 変更の許可の申請

次の事項のいずれかを変更しようとする場合は、変更の許可の申請が必要です。

- ・ 衛星リモートセンシング装置の種類、構造及び性能の変更（法第4条第2項第二号）
- ・ 衛星リモートセンシング装置が搭載された地球周回人工衛星の軌道の変更（法第4条第2項第三号）
- ・ 操作用無線設備等の場所の変更（法第4条第2項第四号）
- ・ 操作用無線設備等の追加（法第4条第2項第四号）
- ・ 受信設備の場所の変更（法第4条第2項第五号）
- ・ 受信設備の追加（法第4条第2項第五号）
- ・ 衛星リモートセンシング装置の不正使用を防止するための措置の変更（法第4条第2項第八号（規則第9条第3項第四号））
- ・ 衛星リモートセンシング記録の利用の目的・方法の変更（法第4条第2項第八号（規則第9条第3項第五号））

変更の許可の申請には、規則第9条第1項に基づき、以下に示す書類を提出する必要があります。

- 1) 変更の許可申請書（様式第3）
- 2) 3.1.2 項の書類のうち、当該変更事項に係る書類
- 3) 交付された衛星リモートセンシング装置の使用許可証

3.2.2. 変更の届出

次の事項のいずれかを変更した場合は、変更の届出が必要です。

- ・ 衛星リモートセンシング装置使用者の氏名又は名称及び住所の変更（法第4条第2項第一号）
- ・ 操作用無線設備等の場所の変更及び追加以外の変更（規則第9条第3項第一号イ・ロ）

- ・ 受信設備の場所の変更及び追加以外の変更（規則第9条第3項第二号イ・ロ）
- ・ 衛星リモートセンシング記録の管理の方法の変更（規則第9条第3項第三号）
- ・ 死亡時代理人の氏名又は名称及び住所の変更（規則第9条第3項第四号）
- ・ 衛星リモートセンシング装置の使用に係る業務を行う役員又は使用人の氏名及び住所の変更（規則第9条第3項第五号）
- ・ 主要出資者の異動（主要出資者であった者が主要出資者でなくなる事又は主要出資者でなかった者が主要出資者になる事をいう。）による変更（規則第9条第3項第六号）
- ・ 操作用無線設備等、受信設備、衛星リモートセンシング記録を取り扱う施設設備及び遠隔取扱い装置の関係を示す系統図及びこれらの配置図の変更（規則第9条第3項第七号）
- ・ 3.1.1.項の変更の許可の申請が必要な事項のうち、実質的な変更を伴わないもの（規則第9条第3項第八号）

規則第9条第4項に基づき、変更の届出には、以下に示す書類を提出する必要があります。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1) 衛星リモートセンシング装置使用者変更届出書（様式第4） 2) 3.1.2.項の書類のうち、当該変更事項に係る書類 3) 交付された衛星リモートセンシング装置の使用許可証の写し |
|--|

3.3. 故障時等の届出

【衛星リモートセンシング装置の使用に係る許可等】

法第十一条（故障時等の措置）

衛星リモートセンシング装置使用者は、衛星リモートセンシング装置又はこれを搭載する地球周回人工衛星の故障その他の事情により、終了措置（第十五条第二項に規定する終了措置をいう。第十三条第六項及び第十四条第二項において同じ。）を講ずることなく当該衛星リモートセンシング装置の使用を行うことができなくなり、かつ、回復する見込みがないときは、内閣府令で定めるところにより、速やかに、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。この場合において、第四条第一項の許可は、その効力を失う

規則第十二条（故障時等の届出）

衛星リモートセンシング装置使用者は、法第十一条の規定による届出をしようとするときは、様式第五による届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

衛星リモートセンシング装置使用者は、終了措置を講ずることなく衛星リモートセンシング装置の使用を行うことができなくなり、かつ、回復する見込みがない場合は、故障時等届出書（様式第5）を提出してください。

故障時等の措置の具体的な事例については、ガイドラインの 2.1.4.項を参照ください。
本届出書には、次の事項を記載してください。

- ・ 故障等が発生した年月日等
- ・ 回復する見込みがなくなったと判断した年月日等
- ・ 故障等の内容

3.4. 承継関係

【衛星リモートセンシング装置の使用に係る許可等】

法第十三条（承継）

衛星リモートセンシング装置使用者が国内に所在する操作用無線設備を用いて衛星リモートセンシング装置の使用を行おうとする者に第四条第一項の許可を受けた衛星リモートセンシング装置の使用に係る事業の譲渡を行う場合において、譲渡人及び譲受人があらかじめ当該譲渡及び譲受けについて内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の認可を受けたときは、譲受人は、衛星リモートセンシング装置使用者のこの法律の規定による地位を承継する。

- 2 衛星リモートセンシング装置使用者が、国内に所在する操作用無線設備によらずに衛星リモートセンシング装置の使用を行おうとする者に第四条第一項の許可を受けた衛星リモートセンシング装置の使用に係る事業の譲渡を行うときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣にその旨を届け出なければならない。
- 3 衛星リモートセンシング装置使用者である法人が合併により消滅することとなる場合において、あらかじめ当該合併について内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の認可を受けたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、衛星リモートセンシング装置使用者のこの法律の規定による地位を承継する。
- 4 衛星リモートセンシング装置使用者である法人が分割により第四条第一項の許可を受けた衛星リモートセンシング装置の使用に係る事業を承継させる場合において、あらかじめ当該分割について内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の認可を受けたときは、分割により当該事業を承継した法人は、衛星リモートセンシング装置使用者のこの法律の規定による地位を承継する。
- 5 第五条及び第六条（第三号に係る部分に限る。）の規定は、第一項及び前二項の認可について準用する。
- 6 衛星リモートセンシング装置使用者が第四条第一項の許可を受けた衛星リモートセンシング装置の使用に係る事業の譲渡を行い、又は衛星リモートセンシング装置使用者である法人が合併により消滅することとなり、若しくは分割により当該事業を承継させる場合において、第一項、第三項又は第四項の認可をしない旨の処分があったとき（これらの認可の申請がない場合にあつては、当該事業の譲渡、合併又は分割があったとき）は、同条第一項の許可は、その効力を失うものとし、その譲受人（第二項に規定する事業の譲渡に係る譲受人を除く。）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業を承継した法人は、当該処分があった日（これらの認可の申請がない場合にあつては、当該事業の譲渡、合併又は分割の日）から百二十日以内に、終了措置を講じなければならない。この場合において、当該終了措置が完了するまでの間（第十一条に規定する場合にあつては、同条の規定による

届出があるまでの間)は、これらの者を衛星リモートセンシング装置使用者とみなして、第八条から第十条まで、第十一条前段、前条、第二十七条、第二十八条及び第二十九条第一項の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。

規則第十四条(承継の許可の申請等)

法第十三条第一項の認可を受けようとする者は、様式第六による申請書に、次に掲げる書類及び譲渡人に係る第八条の許可証の写しを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 譲渡及び譲受けの価格が記載された書類

二 譲受人に係る第四条第二項第一号に掲げる書類

三 譲受人が法第六条第三号に掲げる基準に適合する旨を誓約する書類

四 譲渡及び譲受けに関する契約書の写し

五 譲受人が法人である場合は、最近の損益計算書、貸借対照表及び事業報告書

六 譲渡人又は譲受人が法人である場合は、譲渡又は譲受けに関する株主総会若しくは社員総会の決議録又は無限責任社員若しくは総社員の同意書又は譲渡若しくは譲受けに関する意思の決定を証する書類

2 衛星リモートセンシング装置使用者は、法第十三条第二項の規定による届出をしようとするときは、様式第七による届出書に、前項各号に掲げる書類及び譲渡人に係る第八条の許可証の写しを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 法第十三条第三項の認可を受けようとする者は、様式第八による申請書に、次に掲げる書類及び被承継者に係る第八条の許可証の写しを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 合併の方法及び条件が記載された書類

二 合併後存続する法人又は合併により設立される法人に係る第四条第二項第一号ロに掲げる書類

三 合併後存続する法人又は合併により設立される法人が法第六条第三号に掲げる基準に適合する旨を誓約する書類

四 合併契約書の写し及び合併比率説明書

五 合併により法人を設立する場合には、当該法人に関し、事業を経営するために必要な資金の総額、内訳及び調達方法が記載された資金計画書

六 合併後存続する法人が現に衛星リモートセンシング装置の使用に係る事業を営していないときは、最近の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書

七 合併に関する株主総会若しくは社員総会の決議録又は無限責任社員若しくは総社員の同意書又は合併に関する意思の決定を証する書類

- 4 法第十三条第四項の認可を受けようとする者は、様式第九による申請書に、次に掲げる書類及び被承継者に係る第八条の許可証の写しを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。
- 一 分割の方法及び条件が記載された書類
 - 二 分割により衛星リモートセンシング装置の使用に係る事業を承継する法人に係る第四条第二項第一号ロに掲げる書類
 - 三 分割により衛星リモートセンシング装置の使用に係る事業を承継する法人が法第六条第三号に掲げる基準に適合する旨を誓約する書類
 - 四 分割契約書（新設分割の場合にあっては、分割計画書）の写し及び分割比率説明書
 - 五 分割により法人を設立する場合には、当該法人に関し、事業を営営するために必要な資金の総額、内訳及び調達方法が記載された資金計画書
 - 六 吸収分割により衛星リモートセンシング装置の使用に係る事業を承継する法人が現に衛星リモートセンシング装置の使用に係る事業を営営していないときは、最近の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書
 - 七 分割に関する株主総会若しくは社員総会の決議録又は無限責任社員若しくは総社員の同意書又は分割に関する意思の決定を証する書類
- 5 内閣総理大臣は、法第十三条第一項、第三項又は第四項の認可をしたときは、申請者に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

3.4.1. 譲渡

衛星リモートセンシング装置使用者が、衛星リモートセンシング装置の使用に係る事業の譲渡を行おうとする場合は、規則第14条第1項に基づき、以下に示す書類を提出する必要があります。

- 1) 譲渡及び譲受け認可申請書（様式第6）
- 2) 譲渡及び譲受けの価格が記載された書類
- 3) 譲受人に係る書類（定款、住民票等、欠格事由に該当しない旨の誓約書）
- 4) 譲受人が衛星リモートセンシング装置の不正使用防止措置及び衛星リモートセンシング記録の安全管理措置を適切に実施する能力を有する旨を誓約する書類
- 5) 譲渡及び譲受けに関する契約書の写し
- 6) 譲受人が法人である場合は、最近の損益計算書、貸借対照表及び事業報告書
- 7) 譲渡人又は譲受人が法人である場合は、譲渡又は譲受けに関する株主総会若しくは社員総会の決議録又は無限責任社員若しくは総社員の同意書又は譲渡若しくは譲受けに関する意思の決定を証する書類
- 8) 許可証の写し

3.4.2. 国外への譲渡の届出

衛星リモートセンシング装置使用者が、国内に所在する操作用無線設備によらずに衛星リモートセンシング装置の使用に係る事業の譲渡を行おうとする場合は、規則第 14 条第 2 項に基づき、以下に示す書類を提出する必要があります。

- 1) 譲渡届出書（様式第 7）
- 2) 譲渡及び譲受けの価格が記載された書類
- 3) 譲受人に係る書類（定款、住民票等、欠格事由に該当しない旨の誓約書）
- 4) 譲受人が衛星リモートセンシング装置の不正使用防止措置及び衛星リモートセンシング記録の安全管理措置を適切に実施する能力を有する旨を誓約する書類
- 5) 譲渡及び譲受けに関する契約書の写し
- 6) 譲受人が法人である場合は、最近の損益計算書、貸借対照表及び事業報告書
- 7) 譲渡人又は譲受人が法人である場合は、譲渡又は譲受けに関する株主総会若しくは社員総会の決議録又は無限責任社員若しくは総社員の同意書又は譲渡若しくは譲受けに関する意思の決定を証する書類
- 8) 許可証の写し

3.4.3. 合併

衛星リモートセンシング装置使用者である法人が合併により消滅することとなる場合において、合併後存続する法人又は合併により設立される法人に衛星リモートセンシング装置の使用に係る事業の承継を行おうとする場合は、規則第 14 条第 3 項に基づき、以下に示す書類を提出する必要があります。

- 1) 合併認可申請書（様式第 8）
- 2) 合併の方法及び条件が記載された書類
- 3) 合併後存続する法人又は合併により設立される法人に係る書類（定款、住民票等、欠格事由に該当しない旨の誓約書）
- 4) 合併後存続する法人又は合併により設立される法人が衛星リモートセンシング装置の不正使用防止措置及び衛星リモートセンシング記録の安全管理措置を適切に実施する能力を有する旨を誓約する書類
- 5) 合併契約書の写し及び合併比率説明書
- 6) 合併により法人を設立する場合には、当該法人に関し、事業を経営するために必要な資金の総額、内訳及び調達方法が記載された資金計画書
- 7) 合併後存続する法人が現に衛星リモートセンシング装置の使用に係る事業を営していないときは、最近の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書

- 8) 合併に関する株主総会若しくは社員総会の決議録又は無限責任社員若しくは総社員の同意書又は合併に関する意思の決定を証する書類
- 9) 許可証の写し

3.4.4. 分割

衛星リモートセンシング装置使用者である法人が分割により衛星リモートセンシング装置の使用に係る事業の承継を行おうとする場合は、規則第 14 条第 4 項に基づき、以下に示す書類を提出する必要があります。

- 1) 分割認可申請書（様式第 9）
- 2) 分割の方法及び条件が記載された書類
- 3) 分割により衛星リモートセンシング装置の使用に係る事業を承継する法人に係る書類（定款、住民票等、欠格事由に該当しない旨の誓約書）
- 4) 分割により衛星リモートセンシング装置の使用に係る事業を承継する法人が衛星リモートセンシング装置の不正使用防止措置及び衛星リモートセンシング記録の安全管理措置を適切に実施する能力を有する旨を誓約する書類
- 5) 分割契約書（新設分割の場合にあっては、分割計画書）の写し及び分割比率説明書
- 6) 分割により法人を設立する場合には、当該法人に関し、事業を経営するために必要な資金の総額、内訳及び調達方法が記載された資金計画書
- 7) 吸収分割により衛星リモートセンシング装置の使用に係る事業を承継する法人が現に衛星リモートセンシング装置の使用に係る事業を経営していないときは、最近の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書
- 8) 分割に関する株主総会若しくは社員総会の決議録又は無限責任社員若しくは総社員の同意書又は分割に関する意思の決定を証する書類
- 9) 許可証の写し

3.5. 死亡の届出

【衛星リモートセンシング装置の使用に係る許可等】

法第十四条（死亡の届出等）

衛星リモートセンシング装置使用者が死亡したときは、相続人は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

- 2 衛星リモートセンシング装置使用者が死亡したときは、第四条第一項の許可は、その効力を失うものとし、その死亡時代理人は、当該衛星リモートセンシング装置の使用に係る事業の譲渡について前条第一項の認可を受けた場合を除き、その死亡の日から百二十日以内に、終了措置を講じなければならない。この場合において、当該事業の譲渡が行われ、又は当該終了措置が完了するまでの間（第十一条に規定する場合にあっては、同条の規定による届出があるまでの間）は、その死亡時代理人を衛星リモートセンシング装置使用者とみなして、第八条から第十条まで、第十一条前段、第十二条、前条第一項及び第五項、第二十七条、第二十八条並びに第二十九条第一項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

規則第十五条（死亡の届出）

相続人は、法第十四条第一項の規定による届出をするときは、様式第十による届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

衛星リモートセンシング装置使用者である個人が死亡したときは、相続人は、遅滞なく死亡届出書（様式第10）を提出してください。

死亡時代理人は、衛星リモートセンシング装置使用者の死亡の日から120日以内に、当該衛星リモートセンシング装置の使用に係る事業の譲渡を行うか、終了措置を講じなければいけません。

3.6. 終了措置

【衛星リモートセンシング装置の使用に係る許可等】

法第十五条（終了措置）

衛星リモートセンシング装置使用者は、第十三条第六項、前条第二項、次条第二項又は第十七条第二項の規定によるほか、いつでも、衛星リモートセンシング装置の使用を終了することができる。

2 衛星リモートセンシング装置使用者は、衛星リモートセンシング装置の使用を終了するときは、内閣府令で定めるところにより、次の各号のいずれかに掲げる措置（以下「終了措置」という。）を講ずるとともに、遅滞なく、その講じた措置の内容を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 操作用無線設備から当該衛星リモートセンシング装置にその地上放射等電磁波を検出する機能を停止する信号を送信することその他の当該機能を完全に停止させるために必要なものとして内閣府令で定める措置

二 操作用無線設備から当該衛星リモートセンシング装置に再開信号（その地上放射等電磁波を検出する機能を停止した場合にこれを回復するために必要な信号をいう。以下同じ。）を受信するまで当該機能を停止する信号を送信するとともに当該再開信号及びその作成方法に関する情報を内閣総理大臣に届け出ることその他の再開信号を受信しない限り当該機能を回復することができないようにするために必要なものとして内閣府令で定める措置

3 前項の規定により終了措置が講じられたときは、第四条第一項の許可は、その効力を失う。

4 第二項第二号に掲げる終了措置を講じた者は、同号の再開信号及びその作成方法に関する情報を特定使用機関又は当該終了措置に係る衛星リモートセンシング装置の使用について新たに第四条第一項の許可を受けた者以外の者に提供してはならない。

規則第十六条（終了措置を講じた旨の届出）

衛星リモートセンシング装置使用者は、法第十五条第二項の規定による届出をするときは、様式第十一による届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

衛星リモートセンシング装置使用者は、衛星リモートセンシング装置の使用を終了するときは、終了措置を講ずるとともに、遅滞なく、その講じた措置の内容を記載した終了措置届出書（様式第 11）を提出してください。

終了措置を講じた時点で、衛星リモートセンシング装置の使用許可の効力が失効します。

終了措置の具体的な事例については、ガイドラインの 2.1.6.項を参照ください。

3.7. 解散の届出

【衛星リモートセンシング装置の使用に係る許可等】

法第十六条（解散の届出等）

衛星リモートセンシング装置使用者である法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人又は破産管財人は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 衛星リモートセンシング装置使用者である法人が合併以外の事由により解散したときは、第四条第一項の許可は、その効力を失うものとし、その清算法人（清算中若しくは特別清算中の法人又は破産手続開始後の法人をいう。以下この項において同じ。）は、当該衛星リモートセンシング装置の使用に係る事業の譲渡について第十三条第一項の認可を受けた場合を除き、その解散の日から百二十日以内に、終了措置を講じなければならない。この場合において、当該事業の譲渡が行われ、又は当該終了措置が完了するまでの間（第十一条に規定する場合にあっては、同条の規定による届出があるまでの間）は、その清算法人を衛星リモートセンシング装置使用者とみなして、第八条から第十条まで、第十一条前段、第十二条、第十三条第一項及び第五項、第二十七条、第二十八条並びに第二十九条第一項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

規則第十八条（解散の届出）

清算人又は破産管財人は、法第十六条第一項の規定による届出をするときは、様式第十二による届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

衛星リモートセンシング装置使用者である法人が合併以外の事由により解散することとなるときは、その清算人又は破産管財人は、遅滞なく、解散届出書（様式第12）を提出してください。

清算法人（清算中若しくは特別清算中の法人又は破産手続開始後の法人をいう。）は、解散の日から120日以内に、当該衛星リモートセンシング装置の使用に係る事業の譲渡を行うか、終了措置を講じなければなりません。

4. 衛星リモートセンシング記録の取扱認定

【衛星リモートセンシング記録の取扱認定】

法第二十一条（認定）

衛星リモートセンシング記録を取り扱う者（特定取扱機関を除く。）は、申請により、対象物判別精度、検出情報電磁的記録の加工により変更が加えられた情報の範囲及び程度、当該検出情報電磁的記録が記録されてから経過した時間その他の事情を勘案して内閣府令で定める衛星リモートセンシング記録の区分に従い、衛星リモートセンシング記録を適正に取り扱うことができるものと認められる旨の内閣総理大臣の認定を受けることができる。

- 2 前項の認定を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に、次項各号に掲げる認定の基準に適合していることを証する書類その他内閣府令で定める書類を添えて、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

規則第二十三条（認定の申請）

法第二十一条第一項の認定を受けようとする者は、様式第十三による申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

4.1. 認定申請書

4.1.1. 申請書の記載事項及び記載要領

衛星リモートセンシング記録の取扱いの認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出することとされています。

- ① 住所、氏名又は名称、連絡先
- ② 衛星リモートセンシング記録の区分
- ③ 衛星リモートセンシング記録の利用の目的及び方法
- ④ 衛星リモートセンシング記録の管理の方法
- ⑤ 衛星リモートセンシング記録を受信設備で受信する場合には、その場所
- ⑥ 申請者以外の者が受信設備の管理を行う場合には、その管理を行う者の氏名又は名称及び住所

- ⑦ 衛星リモートセンシング記録の取扱いに係る業務を行う役員又は使用人の氏名及び住所
- ⑧ 受信設備、衛星リモートセンシング記録を取り扱う施設設備及び遠隔取扱い装置の関係を示す系統図及びこれらの配置図
- ⑨ 主要出資者の氏名又は名称、出資比率及び国籍
- ⑩ 主要取引先

これらに関する記載要領について、項目ごとに以下に説明します。

① 住所、氏名又は名称、連絡先

衛星リモートセンシング記録の取扱いの認定を受けようとする者が個人の場合にあつては、住民票等に記載された氏名及び住所を記載してください。外国人の場合は、日本国の承認した外国政府の発行した書類のほか、これに準じる書類に記載された氏名及び住所を記載してください。

法人の場合にあつては、登記事項証明書に記載された法人名及び住所を記載してください。

連絡先については、当該申請に係る担当者の氏名、法人名、担当部署、住所、電話番号、メールアドレス等を記載してください。

② 衛星リモートセンシング記録の区分

取り扱おうとする衛星リモートセンシング記録について、規則第 22 条の規定に基づく衛星リモートセンシング記録の区分及び衛星リモートセンシング記録の内容を記載してください。

衛星リモートセンシング記録の区分	衛星リモートセンシング記録の内容
一	光学センサー・生データ
二	SARセンサー・生データ
三	ハイパースペクトルセンサー・生データ
四	熱赤外センサー・生データ
五	光学センサー・標準データ
六	SARセンサー・標準データ
七	ハイパースペクトルセンサー・標準データ
八	熱赤外センサー・標準データ

複数の衛星リモートセンシング記録の区分の取扱いを行う場合は、それぞれの区分と内容を記載してください。

③ 衛星リモートセンシング記録の利用の目的及び方法

衛星リモートセンシング記録保有者から、衛星リモートセンシング記録の提供を受けて、衛星リモートセンシング記録を取り扱うことなどが想定されます。

衛星リモートセンシング記録の利用の目的については、事業活動（地理空間情報分野、防災分野等）や学術研究（宇宙科学技術の水準の向上等）等、利用の目的を具体的に記載してください。

また、衛星リモートセンシング記録の利用の方法については、データの加工及び処理、第三者への提供等、利用する方法を具体的に記載してください。

複数分野が想定される場合はいずれの項目についても記載してください。

④ 衛星リモートセンシング記録の管理の方法

規則第 7 条第 1 項各号で定める衛星リモートセンシング記録の安全管理措置の状況を確認できる書類等の名称を記載し、申請書に当該書類等を添付してください。枠内にすべての書類等の名称を書ききれない場合は、「別紙〇〇のとおり」と記載し、当該別紙を申請書に添付してください。

なお、安全管理措置に係る書類等は一例として、以下のような書類が想定されます。

- ・ 組織的安全管理措置については、衛星リモートセンシング記録の安全管理に係る基本方針、衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の責任及び権限並びに業務の明確化等、規則第 7 条第 1 項第一号イ（一）～（五）で定める措置が確認できる社内規程等
- ・ 人的安全管理措置については、欠格事由に該当しないことや教育及び訓練を行っていること等、規則第 7 条第 1 項第一号ロ（一）～（三）で定める措置が確認できる取扱者名簿等
- ・ 物理的安全管理措置については、衛星リモートセンシング記録を取り扱う施設設備及び遠隔取扱い装置の場所、当該設備への立入り及び事故防止のためのセキュリティ等、規則第 7 条第 1 項第一号ハ（一）～（三）で定める措置が確認できる平面図等
- ・ 技術的安全管理措置については、衛星リモートセンシング記録を取り扱う施設設備及び遠隔取扱い装置の不正アクセスの防止、動作の記録、衛星リモートセンシング記録の移送・送信時の保護措置等、規則第 7 条第 1 項第一号ニ（一）～（五）で定める措置が確認できる社内規程等。

また、衛星リモートセンシング記録の管理において、規則第 7 条第 2 項で定めるサービスを利用して管理する場合は、その旨を記載するとともに、規則第 7 条第 2 項に基づく措置等を確認できる書類を添付してください。

⑤ 衛星リモートセンシング記録を受信設備で受信する場合には、その場所

申請者自らが管理する受信設備を用いる場合は、受信設備ごとの場所及び名称を記載してください。これらの設備や機器等の場所が複数ある場合は、それぞれの場所及び名称を記載してください。

また、申請者以外の者が管理する受信設備も併せて用いる場合は、申請者以外の者が管理する受信設備ごとの場所及び名称も記載してください。その際、申請者が管理する受信設備と申請者以外の者が管理する受信設備が判別できるように記載してください。

⑥ 申請者以外の者が受信設備の管理を行う場合には、その管理を行う者の氏名又は名称及び住所

衛星リモートセンシング装置から地上への送信（ダウンリンク）に申請者以外の者が管理する地上受信局（海外の地上受信局を含む）を使用する場合等において、申請者以外の者が管理する受信設備を用いる場合があります。その場合は必要な添付書類とともに管理を行う者の氏名又は名称及び住所を記載してください。

複数の受信設備を使用し、管理者が異なる場合はそれぞれの管理者を記載してください。

なお、次のケースは、申請者以外の者が受信設備の管理を行う場合に該当しません。

- ・ 受信設備を構成するシステム間において他社の回線を利用する場合
- ・ 受信設備を構成するシステムの一部として電気通信回線を通じて外部に保存するサービス（クラウドサービス等）を利用する場合（この場合は、④の「管理の方法」にその旨を記載するとともに、規則第 7 条第 2 項に基づく措置等を確認できる書類を添付してください。）

⑦ 衛星リモートセンシング記録の取扱いに係る業務を行う役員又は使用人の氏名

役員又は使用人（権限及び責任を有する者）の住民票等に記載された氏名及び住所を記載してください。

なお、使用人とは、規則第 24 条に基づく、申請者の使用人であって、衛星リモートセンシング記録の取扱いに係る業務に関する権限及び責任を有する者をいいます。

⑧ 受信設備、衛星リモートセンシング記録を取り扱う施設設備及び遠隔取扱い装置の関係を示す系統図及びこれらの配置図

衛星リモートセンシング記録を取り扱うため、受信設備、衛星リモートセンシング記録を取り扱う施設設備及び遠隔取扱い装置がどのようなネットワークや機能の相互関係で、

かつ、具体的にどのように配置されているのか等を示す系統図及び配置図が確認できる書類の名称を記載してください。

⑨ 主要出資者の氏名又は名称、出資比率及び国籍

⑩ 主要取引先

申請者に対する資本面や衛星リモートセンシング記録の取扱いにおいて、外部からの影響を確認するため、申請者に関する次の事項を記載してください。

➤ 「主要出資者の氏名又は名称」

申請者の主要出資者（出資の総額の百分の十以上の出資を有している出資者に限りま
す。）を記載してください。

➤ 「出資比率」

主要出資者の出資比率を記載してください。

➤ 「国籍」

主要出資者の国籍を記載してください。

➤ 「主要取引先」

衛星リモートセンシング記録を取り扱うためのシステム及びソフトウェアの主要な製
造元、衛星リモートセンシング記録の仕入れ先・提供先・販売先等を記載してください。

4.1.2. 添付書類

衛星リモートセンシング記録の取扱の認定を受けようとする者は、上記の申請書への記載事項に関し、次に掲げる書類を併せて提出することとされています。

- ① 申請者に係る書類
- ② 衛星リモートセンシング記録の安全管理措置に関する書類
- ③ 受信設備に係る次に掲げる書類
 - ③－１ 受信設備の場所、構造及び性能並びにこれらの管理方法を記載する書類
 - ③－２ 申請者以外の者が受信設備の管理を行う場合には、当該管理を行う者に係る許可証又は認定証の写し
- ④ 受信設備、衛星リモートセンシング記録を取り扱う施設設備及び遠隔取扱い装置の関係を示す系統図及びこれらの配置図
- ⑤ その他内閣総理大臣が必要と認める書類

これらの書類について、項目ごとに以下に説明します。

① 申請者に係る書類

申請者（個人又は法人）だけではなく、その役員及び使用人並びに死亡時代理人についても、法第 21 条第 3 項第 1 号に定める欠格事由に該当すると、衛星リモートセンシング記録の取扱の認定を受けることはできません。

このため、それらの者が当該欠格事由に該当しないことを確認するため、申請者の区分に応じた書類を提出していただく必要があります。

- 申請者が個人である場合は、次に掲げる書類
 - 1) 住民票の写し又はこれに代わる書類（本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法第 30 条の 45 に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。）
 - 2) 法第 21 条第 3 項第 1 号イからニまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類
 - 3) 使用人に係る次に掲げる書類
 - a) 住民票の写し又はこれに代わる書類（本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法第 30 条の 45 に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。）
 - b) 当該使用人が法第 21 条第 3 項第一号イからニまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類

○ 申請者が法人である場合は、次に掲げる書類

1) 定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

外国法人においては、日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関の発行した書類その他これに準じるもので、当該法人の登記事項証明書又は印鑑登録証明のほか、官公庁から発行され、若しくは発給された書類又はこれに類するもので、当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものを提出ください。

2) 法第 21 条第 3 項第 1 号イからハまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類

3) 役員及び使用人に係る次に掲げる書類

a) 住民票の写し又はこれに代わる書類（本籍（外国人にあつては、住民基本台帳法第 30 条の 45 に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。）

b) 法第 21 条第 3 項第 1 号イからニまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類

② 衛星リモートセンシング記録の安全管理措置に関する書類

4.1.1. 項の④で記載した書類を提出してください。具体的な安全管理措置に関する内容については、ガイドラインの 2.2.3.項を参照してください。

③ 受信設備に係る次に掲げる書類

③ー 1 受信設備の場所、構造及び性能並びにこれらの管理方法を記載する書類

4.1.1. 項の⑤で記載した書類を提出してください。

③ 受信設備に係る次に掲げる書類

③ー 2 申請者以外の者が受信設備の管理を行う場合には、当該管理を行う者に係る許可証又は認定証の写し

申請者以外の者が受信設備の管理を行う場合には、当該管理が適切に行われることを確認する必要がありますので、当該管理を行う者に係る許可証又は認定証の写しを提出してください。

④ 受信設備、衛星リモートセンシング記録を取り扱う施設設備及び遠隔取扱い装置の関係を示す系統図及びこれらの配置図

4.1.1. 項の⑧で記載した書類を提出してください。

⑤ その他内閣総理大臣が必要と認める書類

審査過程の中で、4.1.2.項の①～④の書類のほか、追加的に資料を提出していただくこともあり、一例として以下の書類が想定されます。

1) 電波法の規定に基づき、無線局の開設等の申請を行った場合

当該申請に係る無線局事項書及び工事設計書等、申請の状況を確認できる書類の写し。

2) 電気通信回線を通じて外部に保存するサービスを使用する場合

規則第7条第2項の電気通信回線を通じて外部に保存するサービスを使用する場合にあっては、当該サービス事業者との間において安全管理措置を確保していることを確認できる契約書等の写し。

4.2. 変更の認定関係

【衛星リモートセンシング記録の取扱認定】

法第二十二条（変更の認定）

前条第一項の認定を受けた者は、同条第二項第三号から第六号までに掲げる事項を変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。ただし、内閣府令で定める軽微な変更については、この限りでない。

- 2 前条第一項の認定を受けた者は、同条第二項第一号に掲げる事項に変更があったとき又は前項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
- 3 前条第三項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、第一項の認定について準用する。

規則第二十九条（変更の認定の申請等）

法第二十一条第一項の認定を受けた者は、同条第二項第三号から第六号までに掲げる事項を変更しようとするときは、様式第十七による申請書に、第二十三条第二項に掲げる書類のうち当該変更事項に係る書類及び法第二十一条第四項の認定証を添えて、内閣総理大臣による変更の認定を受けなければならない。

- 2 内閣総理大臣は、法第二十二条第一項の認定をしたときは、申請者に対し、その旨を通知するとともに、認定証を書き換えて交付するものとする。
- 3 法第二十二条第一項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
 - 一 法第二十一条第二項第四号に掲げる事項の変更
 - 二 法第二十一条第二項第五号に掲げる事項の変更であつて、次に掲げるものの以外のもの
 - イ 受信設備の場所の変更
 - ロ 受信設備の追加
 - 三 第二十三条第三項第一号に掲げる事項の変更
 - 四 第二十三条第三項第二号に掲げる主要出資者の異動（主要出資者であつた者が主要出資者でなくなることを又は主要出資者でなかった者が主要出資者になることをいう。）
 - 五 第二十三条第三項第三号に掲げる事項の変更
 - 六 前各号に掲げるもののほか、法第二十一条第二項第三号から第六号までに掲げる事項の実質的な変更を伴わないもの
- 4 法第二十一条第一項の認定を受けた者は、法第二十二条第二項の規定により届出を

しようとするときは、様式第十八による届出書に、変更事項に係る書類及び法第二十一条第四項の認定証の写しを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。

4.2.1. 変更の認定の申請

次の事項のいずれかを変更しようとする場合は、変更の認定の申請が必要です。

- ・ 衛星リモートセンシング記録の利用の目的又は方法の変更（法第 21 条第 2 項第三号）
- ・ 受信設備の場所の変更（法第 21 条第 2 項第五号）
- ・ 受信設備の追加（法第 21 条第 2 項第五号）

変更の認定の申請には、規則第 29 条第 1 項に基づき、以下に示す書類を提出する必要があります。

- 1) 変更の認定申請書（様式第 17）
- 2) 4.1.2 項の書類のうち、当該変更事項に係る書類
- 3) 交付された衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の認定証

4.2.2. 変更の届出

次の事項のいずれかを変更した場合は、変更の届出が必要です。

- ・ 衛星リモートセンシング記録を取り使う者の認定を受けた者の氏名又は名称及び住所の変更（法第 21 条第 2 項第一号）
- ・ 衛星リモートセンシング記録の管理の方法の変更（規則第 29 条第 3 項第一号）
- ・ 受信設備の場所の変更及び追加以外の変更（規則第 29 条第 3 項第二号イ・ロ）
- ・ 衛星リモートセンシング記録の取扱いに係る業務を行う役員又は使用人の氏名及び住所の変更（規則第 29 条第 3 項第三号）
- ・ 主要出資者の異動（主要出資者であった者が主要出資者でなくなる事又は主要出資者でなかった者が主要出資者になる事をいう。）による変更（規則第 29 条第 3 項第四号）
- ・ 受信設備、衛星リモートセンシング記録を取り扱う施設設備及び遠隔取扱い装置の関係を示す系統図及びこれらの配置図の変更（規則第 29 条第 3 項第五号）
- ・ 4.1.1. 項の変更の認定の申請が必要な事項のうち、実質的な変更を伴わないもの（規則第 29 条第 3 項第六号）

変更の認定の申請には、規則第 29 条第 4 項に基づき、以下に示す書類を提出する必要があります。

- 1) 衛星リモートセンシング記録を取り扱う者変更届出書（様式第 18）
- 2) 4.1.2 項の書類のうち、当該変更事項に係る書類
- 3) 交付された衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の認定証の写し

4.3. 認定の更新

【衛星リモートセンシング記録の取扱認定】

規則第二十七条（認定の更新の申請）

前条第一項の認定の更新の申請をしようとする者は、有効期間満了の日の三十日前までに、様式第十五による申請書に第二十三条第二項各号に掲げる書類及び法第二十一条第四項の認定証の写しを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 前三条の規定は、前項の認定の更新に準用する。

衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の認定証の有効期間は、交付を受けてから5年となります。このため、有効期間満了の日の30日前までに、認定の更新の申請を行う必要があります。

認定の更新の申請には、規則第27条第1項に基づき、以下に示す書類を提出する必要があります。

- 1) 認定更新申請書（様式第15）
- 2) 4.1.2 項に掲げる書類
- 3) 交付された衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の認定証の写し

5. 主要な申請様式の記載例

衛星リモートセンシング装置の使用許可及び衛星リモートセンシング記録の取扱認定に関する主な様式の記載例を次ページ以降に示します。

- 許可申請書（様式第一）
- 許可申請書（様式第一の二）
- 変更の許可申請書（様式第三）
- 認定申請書（様式第十三）
- 変更の認定申請書（様式第十七）

記載例（装置の使用）

様式第一（第四条関係）

許可申請書

令和 7 年 4 月 1 日

内閣総理大臣 殿

（郵便番号） 100-0013

住 所 東京都千代田区霞が関〇〇〇

氏 名

（法人にあつては、名称）

〇〇〇〇株式会社

連 絡 先 〒100-81** 東京都千代田区大手町*-**

〇〇〇〇株式会社 総務部総務課 内閣 太郎

電話：03-6205-**** 内線 9999

電子メール：naikaku-taro@xxx.co.jp

下記のとおり、衛星リモートセンシング装置の使用の許可を受けたいので、衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律第4条第2項の規定により、申請します。

記

1 衛星リモートセンシング装置の使用に関する事項

衛星リモートセンシング装置の名称、種類、構造及び性能	名称：CAO-OP1 種類：■光学センサー □SARセンサー □ハイパースペクトルセンサー □熱赤外センサー 構造：姿勢制御 三軸制御方式、スラスト有 打上重量 150kg 発生電力 400W 設計寿命 3年 通信方式 S帯（アップリンク）、X帯（ダウンリンク） 製造者 東京衛星製造株式会社 性能：地上分解能 ・光学センサーの場合 パンクロマチック：0.5m
----------------------------	--

	マルチスペクトル：2.0m ・SARセンサーの場合 ストリップマップモード レンジ分解能：1.0m、アジマス分解能：1.0m スポットライトモード レンジ分解能：0.5m、アジマス分解能：0.5m ・ハイパースペクトルセンサーの場合 分解能：10m、波長帯：100 ・熱赤外センサー 分解能：5m 観測幅 30km オンボードメモリ容量 120GB 位置精度 10m CE90 等
衛星リモートセンシング装置が搭載された地球周回人工衛星の軌道	軌道長半径：〇〇km 離心率：〇〇 軌道傾斜角：〇〇° 昇交点赤経：〇〇° 近地点引数：〇〇° 近地点通過時刻：〇〇
操作用無線設備等の場所、構造及び性能並びにこれらの管理の方法	場所：①東京都千代田区〇〇（〇〇管制室） ②北海道〇〇町〇〇番地（〇〇局） ③〇〇国 ××州 △△（〇〇局）（管理者：〇〇〇〇 Ltd.） 構造：①制御監視装置、コマンド生成装置等 ②送信アンテナ、変復調設備等 ③送信アンテナ、変復調設備等 性能：変換符号生成機能を有する。 軌道制御機能を有する。 管理の方法：①、②CAO-OP1 管理規程（C01-0011） ②CAO 送信局管理規程（C01-0001） ③XXX 送信局管理規程（X01-0001） ※枠内にすべてを書ききれない場合は、「別紙〇〇のとおり」とおりと記載し、当該別紙を申請書に添付してください。
受信設備の場所、構造及び性能並びにその管	場所：①東京都千代田区〇〇（〇〇管制室） ②愛知県名古屋市〇〇（〇〇局）

理の方法	③〇〇国 ××州 ◇◇ (〇〇局) (管理者：〇〇〇〇 Ltd.) 構造：①制御監視装置、受信データ処理装置等 ②受信アンテナ、変復調設備等 ③受信アンテナ、変復調設備等 性能：X 帯を受信。 対応記録復元機能を有する。 管理の方法：①、②CAO-OP1 管理規程 (C01-0011) ②CAO 受信局管理規程 (C01-0001) ③XXX 受信局管理規程 (X01-0001) ※枠内にすべてを書ききれない場合は、「別紙〇〇のとおり」のとおりと記載し、当該別紙を申請書に添付してください。
衛星リモートセンシング記録の管理の方法	CAO 衛星リモートセンシング記録管理規程 (C01-0101) CAO オフィス平面図 (C02-0101) リモセン記録取扱者・変換符号等取扱者名簿(〇年〇月〇日) ※枠内にすべての書類等の名称を書ききれない場合は、「別紙〇〇のとおり」のとおりと記載し、当該別紙を申請書に添付してください。 規則第 7 条第 2 項のサービスを利用
申請者が個人である場合には、死亡時代理人の氏名又は名称及び住所	氏名又は名称： 住所：
申請者以外の者が作用無線設備等の管理を行う場合には、これらの管理を行う者の氏名又は名称及び住所	氏名又は名称：〇〇〇〇 Ltd. 住所：〇〇国 ××州 △△
申請者以外の者が受信設備の管理を行う場合には、その管理を行う者の氏名又は名称及び住所	氏名又は名称：〇〇〇〇 Ltd. 住所：〇〇国 ××州 △△
衛星リモートセンシング記録の適正な取扱い	衛星リモートセンシング装置運用マニュアル (C01-0001)

の確保に関する法律施行規則第4条第2項第4号に定める機能	
衛星リモートセンシング装置の使用に係る業務を行う役員又は使用人の氏名及び住所	氏名：〇〇〇〇 住所：東京都千代田区〇〇〇〇
操作用無線設備等、受信設備、衛星リモートセンシング記録を取り扱う施設設備及び遠隔取扱い装置の関係を示す系統図並びにこれらの配置図	CAO 衛星リモートセンシング記録管理規程（C01-0101） 衛星リモートセンシング装置システム系統図（C02-0001）
衛星リモートセンシング記録の利用の目的及び方法	目的：事業活動（地理空間情報分野） 方法：・記録の提供（データ販売） ・付加価値製品・情報の提供（農業事業者向け、防災分野での情報提供）
衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律第8条第1項及び第2項に定める不正な衛星リモートセンシング装置の使用を防止するための措置	衛星リモートセンシング装置運用マニュアル（C01-0001）

2 申請者に関する事項

主要出資者の名称、出資比率及び国籍	名称：①〇〇重工業株式会社、②〇〇電気電子株式会社、 ③〇〇 Aerospace Ltd. 出資比率：①40%、②40%、③20% 国籍：①日本、②日本、③カナダ
主要取引先	〇〇電気株式会社（衛星リモートセンシング装置の製造） 〇〇株式会社（〇〇システムの製造） 〇〇省（衛星リモートセンシング記録の販売） 〇〇株式会社（衛星リモートセンシング記録の仕入れ）

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A 4 とすること。
 - 2 衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律第 4 条第 2 項各号及び衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行規則第 4 条第 2 項各号に掲げる書類を添付すること。

記載例（装置の使用）コンステレーション衛星の場合

様式第一の二（第四条関係、第九条関係）

許可申請書

令和7年2月22日

内閣総理大臣 殿

（郵便番号） 100-0013

住 所 東京都千代田区霞が関〇〇〇

氏 名

（法人にあっては、名称）

〇〇〇〇株式会社

連絡先 〒100-81** 東京都千代田区大手町*-**

〇〇〇〇株式会社 総務部総務課 内閣 太郎

電話：03-6205-**** 内線9999

電子メール：naikaku-taro@xxx.co.jp

下記のとおり、衛星リモートセンシング装置（コンステレーション衛星リモートセンシング装置）について申請します。

■衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律第4条第2項の規定に基づく申請

■衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律第7条第1項の規定に基づく申請

記

1 衛星リモートセンシング装置の使用に関する事項

（1）衛星リモートセンシング装置に関する事項

衛星リモートセンシング装置の名称	種類	構造及び性能	リモートセンシング装置が搭載された地球周回人工衛星の軌道（軌道長半径、離心率、軌道傾斜角、昇交点赤経、近地点引数、近地点通過時刻）	衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行規則第4条第2項第4号に定める機能	衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律第8条第1項及び第2項に定める不正な衛星リモートセンシング装置の使用を防止するための措置	申請内容
CA0-OP1	光学センサー	別紙〇〇のとおり	別紙〇〇のとおり			
CA0-OP2		別紙〇〇のとおり	別紙〇〇のとおり			新規

備考 本申請に関するコンステレーション衛星リモートセンシング装置を記載すること。

新たに使用許可を受けるものは「申請内容」の欄に「新規」、使用の変更の許可を受ける場合は「申請内容」の欄に「変更」と記入すること。

(2) 操作用無線設備等に関する事項

名称	場所	構造及び性能	管理の方法	申請者以外が管理を行う場合における管理を行う者の氏名又は名称及び住所	操作する衛星リモートセンシング装置の名称
運用センター	東京都千代田区〇〇	通信所（衛星管制システム） 変換符号生成機能、軌道制御機能を有する。	CA0-OP1管理規程（C01-0011）		CA0-OP1 CA0-OP2
北海道地上局	北海道〇〇町〇〇番地	送信局（アンテナ、変復調設備等） 変換符号生成機能、軌道制御機能を有する。	CA0送信局管理規程（C01-0001）		CA0-OP1 CA0-OP2
〇〇国局	〇〇国〇〇州〇〇	送信局（アンテナ、変復調設備等） 変換符号生成機能、軌道制御機能を有する。	XXX送信局管理規程（X01-0001）	△△△ Ltd. 〇〇国 〇〇州 △△	CA0-OP1 CA0-OP2
申請内容 CA0-OP2 の使用に伴う〇〇国局を操作用無線設備として追加。 (※ 変更箇所の下線を付して分かるようにしてください)					
備考					

(3) 受信設備に関する事項

名称	場所	構造及び性能	管理の方法	申請者以外が管理を行う場合における管理を行う者の氏名又は名称及び住所	受信する衛星リモートセンシング装置の名称
北海道地上局	北海道〇〇町〇〇番地	通信所（受信処理システム） X帯を受信。対応記録復元機能を有する。	CA0受信局管理規程（C01-0001）		CA0-OP1 CA0-OP2
沖縄地上局	沖縄県〇〇市	受信局（アンテナ、変復調設備等） X帯を受信。対応記録復元機能を有する。	CA0受信局管理規程（C01-0001）		CA0-OP1 CA0-OP2
〇〇国局	〇〇国〇〇州	受信局（アンテナ、変復調設備等） X帯を受信。対応記録復元機能を有する。		△△△ Ltd. 〇〇国 〇〇州 △△	CA0-OP1 CA0-OP2
申請内容 CA0-OP2 の使用に伴う〇〇国局を受信設備として追加。 (※ 変更箇所の下線を付して分かるようにしてください)					
備考					

(4) 管理に関する事項

衛星リモートセンシング記録の管理の方法	CAO衛星リモートセンシング記録管理規程 (C01-0101) CAOオフィス平面図 (C02-0101) リモセン記録取扱者・変換符号等取扱者名簿(○年○月○日) ※枠内にすべての書類等の名称を書ききれない場合は、「別紙○○のとおり」のとおりと記載し、当該別紙を申請書に添付してください。 規則第7条第2項のサービスを利用
申請者が個人である場合には、死亡時代理人の氏名又は名称及び住所	氏名又は名称： 住所：
衛星リモートセンシング装置の使用に係る業務を行う役員又は使用人の氏名及び住所	氏名：○○○○ 住所：東京都千代田区○○○○
操作用無線設備等、受信設備、衛星リモートセンシング記録を取り扱う施設設備及び遠隔取扱い装置の関係を示す系統図及びこれらの配置図	CAO 衛星リモートセンシング記録管理規程 (C01-0101) 衛星リモートセンシング装置システム系統図 (C02-0001)
衛星リモートセンシング記録の利用の目的及び方法	目的：事業活動（地理空間情報分野） 方法：・記録の提供（データ販売） ・付加価値製品・情報の提供（農業事業者向け、防災分野での情報提供）
申請内容	

2 申請者に関する事項

主要出資者の名称、出資比率及び国籍	名称：①○○重工業株式会社、②○○電気電子株式会社、③○○ Aerospace Ltd. 出資比率：①40%、②40%、③20% 国籍：①日本、②日本、③カナダ
主要取引先	○○電気株式会社（衛星リモートセンシング装置の製造） ○○株式会社（○○システムの製造） ○○省（衛星リモートセンシング記録の販売） ○○株式会社（衛星リモートセンシング記録の仕入れ）
申請内容	

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

- 許可申請を行う場合、衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律第4条第2項各号及び衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律施行規則第4条第2項各号に掲げる書類を添付し、「申請内容」の欄に申請の概要を確認すること。
- 変更の許可申請を行う場合、当該変更事項に係る書類及び許可証を添付し、「申請内容」の欄に申請の概要を記載すること。

記載例（変更の許可）

様式第三（第九条関係）

変更の許可申請書

令和7年10月11日

内閣総理大臣 殿

（郵便番号） 100-0013

住 所 東京都千代田区霞が関〇〇〇

氏 名

（法人にあっては、名称）

〇〇〇〇株式会社

連 絡 先 〒100-81** 東京都千代田区大手町*-**

〇〇〇〇株式会社 総務部総務課 内閣 太郎

電話：03-6205-**** 内線 9999

電子メール：naikaku-taro@xxx.co.jp

下記のとおり、衛星リモートセンシング装置の使用の変更の許可を受けたいので、衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律第7条第1項の規定により、申請します。

記

許可番号及び 許可年月日	RU-00-0001 令和5年2月10日	
変更の内容	新	旧
	〇〇〇局 東京都〇〇市〇〇3-6-12	〇〇〇局 東京都〇〇市〇〇10-2-5
変更理由	設備の老朽化に伴う〇〇〇局（操作用無線設備及び受信設備）の移転	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 当該変更事項に係る書類及び許可証を添付すること。

記載例（記録の取扱い）

様式第十三（第二十三条関係）

認定申請書

令和7年11月16日

内閣総理大臣 殿

（郵便番号）100-****

住 所 東京都港区芝浦*-**-*

氏名

（法人にあっては、名称）

□□□□株式会社

連 絡 先 〒100-**** 東京都港区芝浦*-**-*

□□□□株式会社 総務グループ 千代田 一二三

電話：03-6205-**** 内線 9999

電子メール：hifumi@xxx.com

下記のとおり、衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の認定を受けたいので、衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律第21条第2項の規定により、申請します。

記

1 取り扱う衛星リモートセンシング記録に関する事項

衛星リモートセンシング記録の区分	一（光学センサー・生データ） 五（光学センサー・標準データ）
衛星リモートセンシング記録の利用の目的及び方法	目的：事業活動（装置使用者への受信局の提供、地理空間情報分野） 方法： ・記録の提供（①衛星リモートセンシング装置から受信したデータについて、暗号解除を行わずに装置使用者に提供する。②装置使用者から購入した記録の加工を行い提供する。） ・付加価値製品・情報の提供（土木建設事業者向け、防災分野情報提供）
衛星リモートセンシング記録の管理	CAO 衛星リモートセンシング記録管理規程

の方法	(C01-0101) CAO オフィス平面図 (C02-0101) リモセン記録取扱者・変換符号等取扱者名簿 (○年○月○日) ※枠内にすべての書類等の名称を書ききれない場合は、「別紙○○のとおり」のとおりと記載し、当該別紙を申請書に添付してください。 規則第 7 条第 2 項のサービスを利用□□□□
衛星リモートセンシング記録を受信設備で受信する場合には、その場所	住所：①北海道千歳市○○ (○○局) ②熊本県上天草市○○ (○○局) ※枠内にすべてを書ききれない場合は、「別紙○○のとおり」のとおりと記載し、当該別紙を申請書に添付してください。
申請者以外の者が受信設備の管理を行う場合には、その管理を行う者の氏名又は名称及び住所	氏名又は名称：○○○○ 住所：東京都千代田区○○○ー2
衛星リモートセンシング記録の取扱いに係る業務を行う役員又は使用人の氏名及び住所	氏名：□□ 花子 住所：北海道札幌市○○○○
受信設備、衛星リモートセンシング記録を取り扱う施設設備及び遠隔取扱い装置の関係を示すこれらの配置図	CAO 衛星リモートセンシング記録管理規程 (C01-0101) 衛星リモートセンシング記録取扱い設備系統図 (C3-004)

2 申請者に関する事項

主要出資者の名称、出資比率及び国籍	名称：□□□□ホールディングス 出資比率：100% 国籍：日本
主要取引先	○○省 (衛星リモートセンシング記録の販売) ○○株式会社 (衛星リモートセンシング記録の仕入れ)

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

2 衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律第 2 1 条第

2項各号及び衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律
施行規則第23条第2項各号に掲げる書類を添付すること。

記載例（変更の認定）

様式第十七（第二十九条関係）

変更の認定申請書

令和 7 年 12 月 1 日

内閣総理大臣 殿

（郵便番号） 100-****

住 所 東京都港区芝浦*-**-*

氏名

（法人にあつては、名称）

□□□□株式会社

連 絡 先 〒100-**** 東京都港区芝浦*-**-*

□□□□株式会社 総務グループ 千代田 一二三

電話：03-6205-**** 内線 9999

電子メール：hifumi@xxx.com

下記のとおり、衛星リモートセンシング記録を取り扱う者の変更の認定を受けたいので、衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、申請します。

記

認定番号及び認定年月日	RH-00-0008 令和 6 年 9 月 5 日	
変更の内容	新	旧
	〇〇〇局 北海道〇〇市〇〇2-3-3	
変更理由	〇〇〇局（受信設備）の追加	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 当該変更事項に係る書類及び認定証を添付すること。